

司法試験民法の概観

司法試験民法では人の人に対する権利の存否が問題の中心となる。

赤文字：契約の当事者間で主張することのできる権利

青文字：契約の当事者以外の者にも主張することのできる権利

債権的請求権

約定債権 契約に基づく履行請求
債務不履行に基づく損害賠償請求

法定債権（事務管理・不当利得・不法行為）

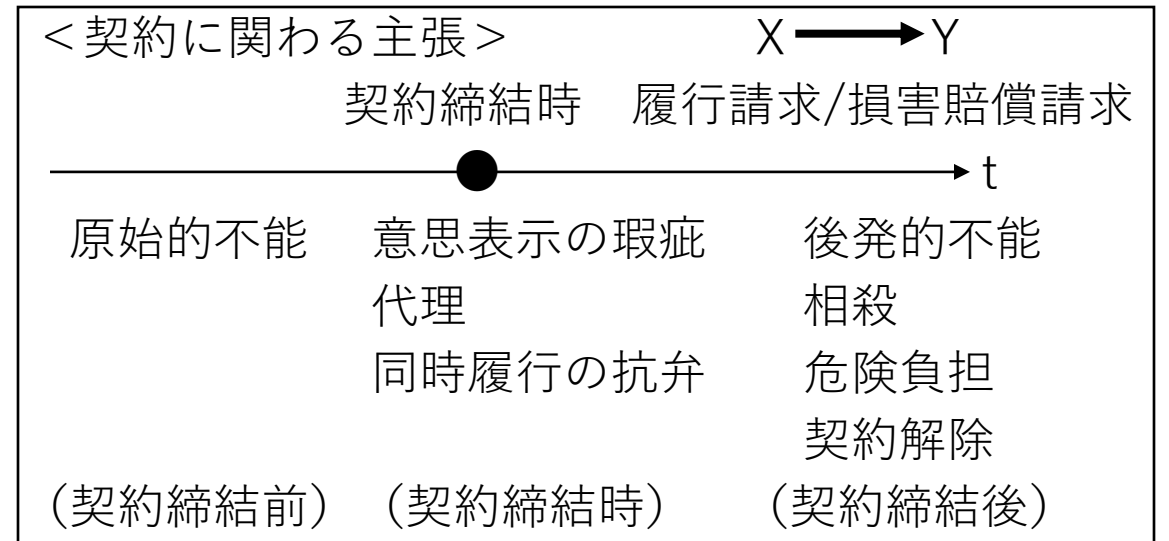
物権的請求権（所有権・賃借権・抵当権等）

債権者代位権

詐害行為取消権

責任財産の保全

契約の相手方以外の者に対する権利主張を含む



民法答案の形式

- XはYに対し所有権に基づく返還請求権（206）を主張し、甲土地の明渡しを請求する。
（訴訟物）（請求の趣旨）

【実体法型】

Xの主張が認められるためには①Xが甲土地を所有していること②Yが甲土地を占有していること③Yが甲土地に対する正当な占有権原を有していないことが必要である。

【要件事実型】

Xは上記主張を基礎づけるため①Xが甲土地を所有していること（※）②Yが現在甲土地を占有していることを主張する。

これに対してYは、甲土地を占有する正当な占有権原を有する（実体法型③がココに該当）と反論し、かかる反論を基礎づけるため、20××年4月1日にXから甲土地を月額10万円で賃借し（601）その引渡しを受けたことを主張する。

※現在の所有権（①）を主張するためにはその来歴（取得経過）を主張立証する。裁判上の「自白」（民訴法179）は事実を対象とするが、所有権のような日常的法律概念については権利自白として裁判上の「自白」が成立する。そのため両当事者の主張が一致する時点の所有権から現在の所有権までの来歴を主張立証すれば足りる。

契約に基づく法律関係①履行請求

- 売買契約に基づく代金支払請求権

Xは、Yに対し、20××年○月△日に、甲動産を100万円で売った。

Xは、Yに対し、20××年○月△日締結のXY間売買契約に基づく代金支払請求権（555）を主張し、100万円の支払いを請求する。

訴訟物の選択：売買契約に基づく代金支払い請求権

請求原因：売買契約締結の事実（代金・目的物の特定）

意思表示の瑕疵（錯誤の抗弁）

- 意思表示：効果意思を表示意思に基づき表示する行為
- 意思表示の瑕疵：93～96 ⇒無効/取消し（121）
- 錯誤の抗弁（95Ⅰ）

<Yの反論> 錯誤の抗弁

Yは錯誤を理由に本件売買契約を取り消すと反論する（95Ⅰ）。

①95Ⅰ①または②に掲げる錯誤

②法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要
（＝主観的因果性・客観的重要性）

③Yによる取消しの意思表示
（（95Ⅰ②の場合）

④その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたこと（95Ⅱ）

<Xの再反論> 重過失の再抗弁

Xは、Yの錯誤が「重大な過失」（95Ⅲ）によるため95Ⅰの適用がないと反論する。

同時履行の抗弁

- 同時履行の抗弁（533）：双務契約の債務者は反対給付の履行があるまで自己の債務の履行を拒むことができる。

<Yの反論>同時履行の抗弁

Yは、Xが甲動産の引き渡しをするまで代金100万円を支払うことを拒絶するとの権利主張を行い、同時履行の抗弁を主張する。

<Xの再反論①>先履行の合意の再抗弁

XY間で代金支払いを甲動産引き渡しの先履行とするとの合意をした。

<Xの再反論②>反対給付の履行の再抗弁

XがYに甲動産を引き渡した。

※履行の提供（492）の再抗弁は主張自体失当である。履行ではなく履行の提供をしたに過ぎない場合は、その提供が継続されない限り同時履行の抗弁権は失われない（最判S34年5月14日）。

不動産物件変動② 94IIの「第三者」

- 20××年4月1日 XがAへの甲土地売却を仮装、登記を移転
- 20××年5月1日 AがYに甲土地を100万円で売って引き渡した
- 20××年6月1日 XはYに甲土地の明け渡しを請求した。

訴訟物の選択：所有権に基づく返還請求権（206） 1個

XはYに対して所有権に基づく返還請求権を主張し、甲土地の明け渡しを請求する。

①X甲土地所有、②Y甲土地現占有

<Yの反論>所有権喪失の抗弁

XA間売買契約（176により契約時にXからAに所有権移転）

<Xの再反論>通謀虚偽表示の再抗弁

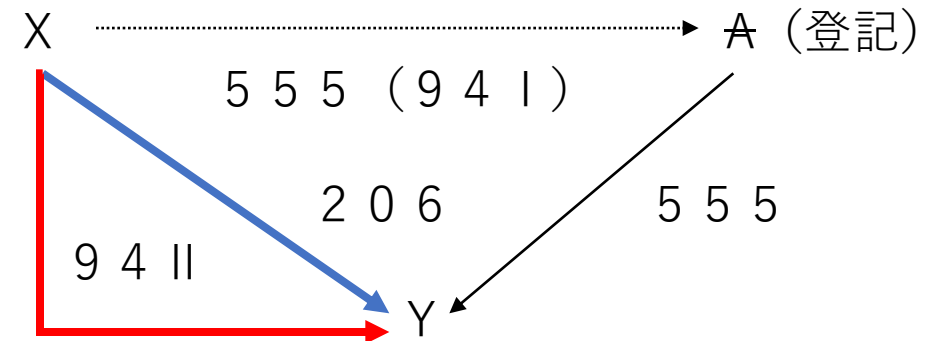
XA間売買契約は通謀虚偽表示により無効（94I）

⇒Aは無権利者。登記を信頼した人は当然には保護されない（公信力の否定）

無権利者Aから甲土地を買ったYもその所有権を取得することはない。

<Yの再再反論> 94IIの「第三者」の予備的抗弁

①「第三者」、②「善意」



Yが94IIの「第三者」として保護される場合甲土地の所有権はXからYに移転しAを介さない（法定承継取得説）。Yの94IIの「第三者」に該当するという主張はXA間の売買契約の効果を復活させるというものではないため、再再抗弁ではなく、予備的抗弁となる。

※実体法型答案で書く場合には【1】X側所有権を基礎づける主張として①X所有、②XA間売買契約が94Iにより無効との主張を行い【2】Y側反論として「善意」の「第三者」該当性を主張する。